

(案)

史跡橘樹官衙遺跡群 第2期保存活用計画

令和8(2026)年 月

川崎市教育委員会



川崎市高津区千年及び宮前区野川本町3丁目に所在する史跡橘樹官衙遺跡群



史跡橘樹官衙遺跡群の一部に整備された橘樹歴史公園（上空から）

例 言

- 1 本書は、神奈川県川崎市高津区千年及び宮前区野川本町3丁目に所在する史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（以下「第2期保存活用計画」という。）である。
- 2 今回策定する第2期保存活用計画は、平成30（2018）年2月に策定した史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画（以下「第1期保存活用計画」という。）の改定版である。
- 3 第2期保存活用計画は、川崎市附属機関条例に基づき設置している「川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会」（以下「調査整備委員会」という。）及び文化庁の指導・助言を受け、事務局である川崎市教育委員会（以下「市教委」という。）が策定した。
- 4 史跡橘樹官衙遺跡群は、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡から構成される。千年伊勢山台遺跡という遺跡名称は、川崎市高津区千年字伊勢山台に所在していることから、「大字+小字」という、近年の川崎市内における遺跡名称の命名方法に準拠している。ただし、千年伊勢山台遺跡で橘樹郡家跡が発見される以前（平成8（1996）年以前）に実施された発掘調査については、「千年伊勢山台北遺跡」、「伊勢山台遺跡」、「伊勢山台東遺跡」、「千年蟻山遺跡」、「影向寺南遺跡」と各調査毎に異なる遺跡名称が付されて、すでに報告書も刊行されているため、千年伊勢山台遺跡の調査次には含めていない。

影向寺遺跡についても、各調査毎に異なる遺跡名称が付され混乱をきたしていたため、平成19（2007）年度に刊行された「影向寺遺跡第11次調査報告書」の中で、市教委が遺跡の名称を「影向寺遺跡」に統一し、昭和50（1975）年に実施された発掘調査を第1次調査、それ以降実施された調査を第2次から順番に調査次を付した（河合・伊東2007）。ただし、千年伊勢山台遺跡同様、昭和52（1977）年～昭和56（1981）年に市教委が実施した影向寺文化財総合調査及び昭和62（1987）年の影向寺薬師堂保存修理工事に際し実施した薬師堂基壇部の確認調査についてはすでに報告書が刊行されているため、影向寺遺跡の調査次に含めていない。
- 6 第2期保存活用計画の策定については、市教委が主体となり実施し、川崎市附属機関設置条例に基づき設置している調査整備委員会の指導・助言や、文化庁文化財第二課・文化資源活用課及び神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課の助言を受けた。
- 7 本書の執筆は、市教委事務局生涯学習部文化財課が行った。

目 次

例言

第1章	計画策定の沿革と目的	1
第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	2
第3節	計画策定に向けた検討体制と検討経過	2
第4節	上位関連計画と本計画との関係	6
第5節	計画の実施	7
第2章	橘樹官衙遺跡群の概要	8
第1節	指定に至る経緯	8
第2節	指定の状況	8
第3章	橘樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素	30
第1節	保存活用計画における対象地域	30
第2節	橘樹官衙遺跡群の本質的価値	32
第3節	橘樹官衙遺跡群の副次的な歴史的価値	34
第4節	橘樹官衙遺跡群及び周辺地域の社会的な価値	35
第5節	構成要素の特定	36
第4章	現状と課題	37
第1節	保存管理	37
第2節	活用	38
第3節	整備	38
第4節	管理運営体制	39
第5章	橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針	40
第1節	基本的な指針	40
第2節	短期的な指針	41
第6章	橘樹官衙遺跡群の保存管理	42
第1節	保存管理の基本方針	42
第2節	橘樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分と構成要素	42
第3節	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準	48
第4節	土地公有地化の方針	51

第7章	橘樹官衙遺跡群の活用	52
第1節	活用の基本方針	52
第2節	活用の方法	53
第8章	橘樹官衙遺跡群の整備	56
第1節	整備の基本方針	56
第2節	整備の方法	57
第9章	橘樹官衙遺跡群の管理運営と体制	59
第1節	管理運営と体制の基本方針	59
第2節	管理運営の方法	59
第10章	施策の実施計画策定と進捗管理	61
第1節	実施すべき施策と実施期間	61
第2節	施策の進捗管理と方法	62
	・巻末資料	66

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画改定の沿革

史跡橘樹官衙遺跡群は、武蔵国橘樹郡の役所跡が所在する千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕^(注)とその西側に隣接して造営された古代寺院跡が所在する影向寺遺跡から構成される古代官衙遺跡である。本遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡群で、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の地方官衙の実態とその推移を知る上で重要であると認められ、平成27（2015）年3月10日に川崎市初の国史跡に指定された。

橘樹官衙遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕は、国史跡の指定を目指す中で、川崎市の貴重な歴史的文化遺産として保存活用の基本的な考え方を定め、今後の保存・活用・整備の推進を図ることとし、平成24（2012）年度に「橘樹郡衙推定地保存活用の基本的な考え方について」を政策決定し、その基本方針として次の3点を掲げた。

- 1 橘樹郡衙は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、後世まで継承する遺跡として位置づけ、保存・整備・活用を進める。
- 2 橘樹郡衙の中核部分を重点保護エリアに設定し、地権者からの同意を得る等、国史跡の指定を目指した取組みを進める。
- 3 国史跡指定後は、国庫補助等を活用しながら保存・整備を進め、地域の協力を得ながら積極的な活用を図る。

この政策決定を受け、市教委は、平成25（2013）年度に有識者による橘樹郡衙調査指導委員会を設置し、その指導・助言を受けて、国史跡指定を目指した取組を進めた。国史跡指定後は、平成27（2015）年度に橘樹郡衙調査指導委員会を調査整備委員会に改編し、史跡の保存・整備について指導・助言を行う整備部会を新たに置き、この中で史跡橘樹官衙遺跡群における保存活用計画及び整備基本計画に対する指導・助言をもらった。

保存活用計画及び整備基本計画の策定については、庁内に副市長を議長とした局長級で組織した「橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会」（以下「庁内検討委員会」という。）及びその作業部会として生涯学習部長を幹事長として課長級で組織した幹事会を設置し、主として幹事会で検討を行い、庁内検討委員会の承認を得て、計画内容等を決定した。その結果、第1期保存活用計画は平成30（2018）年2月、第1期整備基本計画は平成31（2019）年1月にそれぞれ策定し、その後、両計画に基づき橘樹官衙遺跡群の保存整備・活用を推進した。そして、令和4・5（2022・2023）年度に、第1期整備基本計画の短期計画第1期に基づく史跡整備工事を実施し、令和6（2024）年5月18日に橘樹歴史公園としてオープンした。

しかし、史跡整備工事中に千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕内で実施した確認調査の結果、こ

（注）橘樹郡家の表記については、平成8（1996）年の千年伊勢山台北遺跡における郡家正倉群の発見以降、「橘樹郡衙」としていたが、その後、全国的にも文献史料で確実に古代の使用例がある「郡家」を用いる傾向が強まってきたため、平成27（2015）年3月10日の国史跡指定後は、役所内及び調査報告書等での表記を「橘樹郡家（郡衙）」と並記することとし、さらに令和元（2019）年度以降、川崎市として用いる場合は、基本的に「橘樹郡家」と表記している。

れまで橘樹歴史公園北側に、橘樹郡家正倉院の正倉群が南北2列、東西5棟、計10棟建ち並ぶ景観を想定していたものが、実際は南北2列のうち、北列が7棟存在し、計12棟である可能性が高いことが明らかになり、第1期整備基本計画の短期計画第2期で示していた整備内容が、今回の新たな調査成果と大きく異なることが判明した。

そこで、この状況を学識者で構成される調査整備委員会及び文化庁に相談した結果、第1期整備基本計画の短期計画第2・3期予定地のうち、過去に調査を実施していない土地については早急に調査を実施し、その成果を基に、改めて整備計画を検討する必要がある、との指導を受けた。また、整備基本計画の再検討に際し、第1期整備基本計画策定後、想定以上の公有地化が進んだことで整備計画がない指定地が増加したことから、これらの指定地についても、併せて整備計画を検討するよう、指導を受けた。この指導を受け、関係部局と協議し、令和7（2025）年度に整備基本計画改定に向けた検討を進めると同時に、策定後の状況等に併せて見直す必要があると指摘を受けた、橘樹官衙遺跡群の保存・活用等に関する基本的な考え方や方針等を示した保存活用計画の改定についても、併せて検討を開始することになった。

庁内協議を受け、令和7（2025）年6月から副市長を議長とする庁検討委員会及び生涯学習部長を幹事長とする幹事会での検討を開始し、複数回の検討を行った後、パブリックコメントにより市民意見等の聴取・反映を行い、第2期保存活用計画を策定した。

第2節 計画の目的

第2期保存活用計画は、橘樹官衙遺跡群を適切に保存し、次世代へと確実に伝達していくため、史跡等の本質的価値と副次的な価値及びそれぞれの構成要素を明確化し、それらを保存管理・活用するための明確な原則・方針・手段等を定めたマスタープランである。

なお、国史跡の追加指定、橘樹官衙遺跡群における発掘調査の進展、史跡の保存整備・活用事業の状況等を踏まえ、本計画は12年間の計画期間が終了する前に、見直しを図るものとする。

第3節 計画策定に向けた検討体制と検討経過

（1）専門委員会

前述したように、本市では、史跡橘樹官衙遺跡群における調査・研究、保存・整備・活用の指導・助言を得るため、学識者等で構成される専門委員会として調査整備委員会を設置している。

第2期保存活用計画の策定にあたっては、この調査整備委員会において、専門的な立場から客観的な意見や指導・助言等を受けた。また、調査整備委員会には、調査・研究等を扱う調査部会、史跡の保存・整備等を扱う整備部会の2つの専門部会を置いているが、本計画改定に向けた検討については、主として後者で行うとともに、オブザーバーとして文化庁や神奈川県教育委員会教育局文化遺産課が参加した。

〔調査整備委員会名簿（令和7（2025）年度）〕

委員氏名	所属・役職等	部会
佐藤 信	東京大学名誉教授	調査部会・整備部会(古代史)【委員長】
田尾 誠敏	東海大学非常勤講師	調査部会・整備部会(考古学)【副委員長】

青木 敬	國學院大學文学部教授	調査部会(考古学)
小澤 毅	三重大学名誉教授	調査部会(考古学)
大橋 泰夫	島根大学名誉教授	調査部会(考古学)
箱崎 和久	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所都城発掘調査部長	調査部会(建築学)
鹿野 陽子	岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授	整備部会(造園学〔景観〕)
松田 陽	東京大学大学院人文社会系研究科准教授	整備部会(文化資源学)
御堂島 正	大正大学名誉教授・特遇教授、川崎市文化財審議会委員	整備部会(考古学)
山田 晋	東京農業大学農学部教授	整備部会(植物学・多様性)

(オブザーバー)

文化庁文化財第二課(埋蔵文化財部門、史跡部門)
文化庁文化資源活用課(整備部門)
神奈川県教育委員会教育局文化遺産課(埋蔵文化財グループ、調整・世界遺産登録推進グループ)

(事務局)

川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課

(2) 橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会

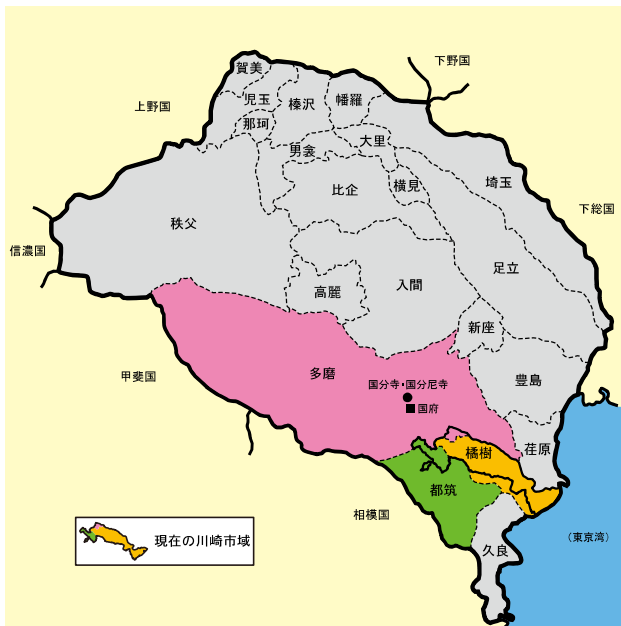
平成29(2017)年度に策定した第1期保存活用計画の素案・最終計画案等を検討するにあたり、川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るため、調査整備委員会の指導・助言のもと、平成28(2016)年度に副市長を座長とした局長級で組織する庁内検討委員会を設置するとともに、庁内検討委員会の下に課長級で組織した作業部会である幹事会を設置したが、第2期保存活用計画の策定に際しても、改めて庁内検討委員会及び幹事会で検討を行った。

(庁内検討委員会委員)

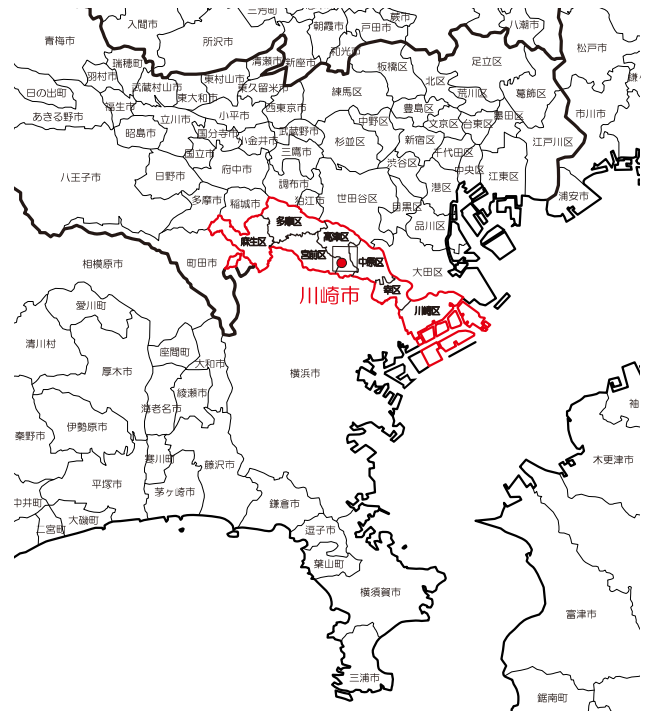
	所属・役職等	氏名等	所属・役職等
議長	副市長	委員	建設緑政局長
委員	総務企画局長	委員	高津区長
委員	財政局長	委員	宮前区長
委員	市民文化局長	委員	教育長
委員	経済労働局長	委員	教育委員会事務局教育次長
委員	まちづくり局長		

(幹事会)

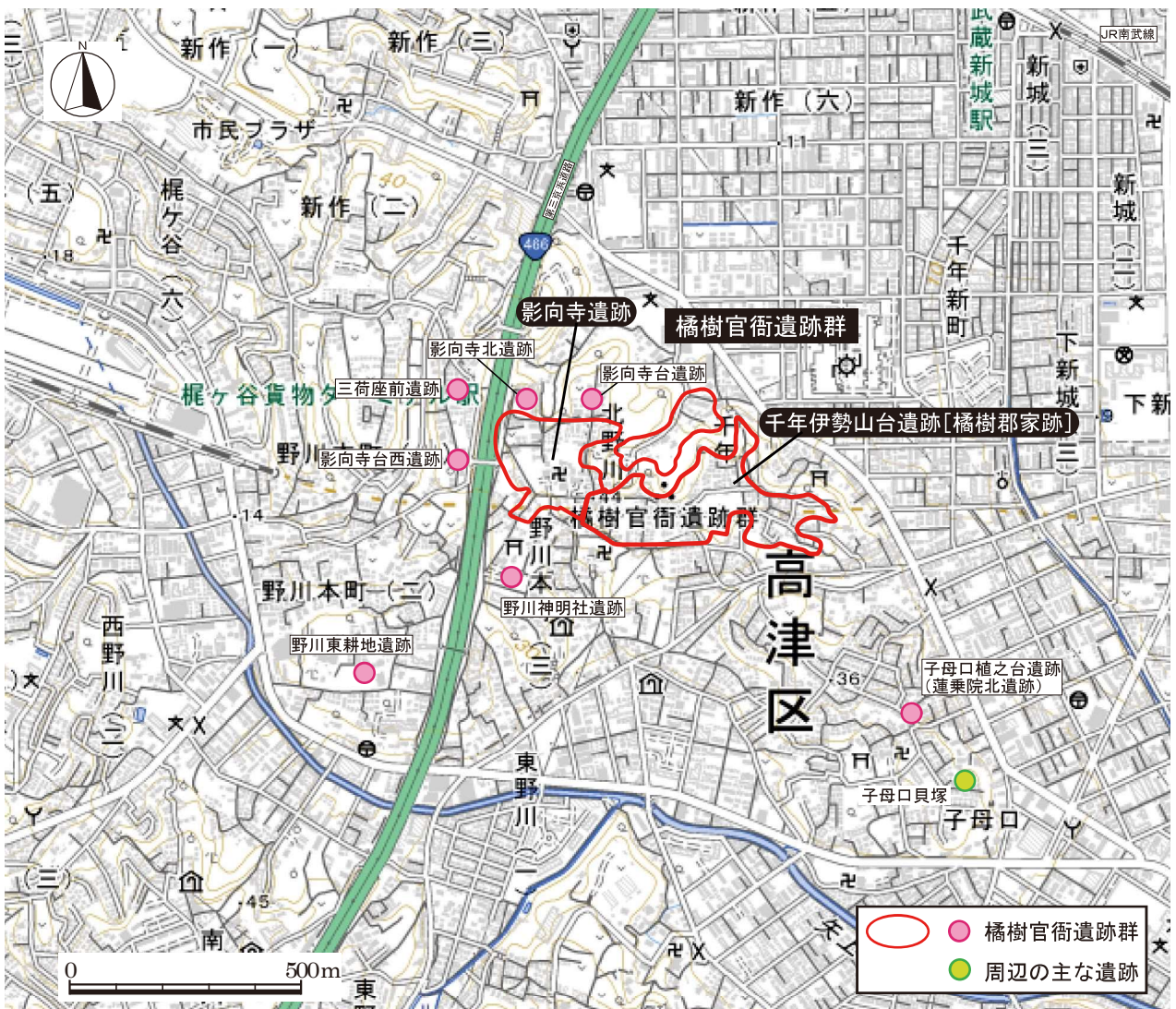
	所属・役職等		所属・役職等
幹事長	教育委員会事務局生涯学習部長	幹事	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長
幹事	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長	幹事	高津区役所まちづくり推進部企画課長
幹事	総務企画局公共施設総合調整室担当課長	幹事	高津区役所まちづくり推進部地域振興課長
幹事	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長	幹事	宮前区役所まちづくり推進部企画課長
幹事	財政局財政部財政課長	幹事	宮前区役所まちづくり推進部地域振興課長
幹事	市民文化局市民文化振興室担当課長	幹事	教育委員会事務局教育政策室担当課長
幹事	経済労働局観光・地域活力推進部担当課長	幹事	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長
幹事	まちづくり局総務部企画課長		



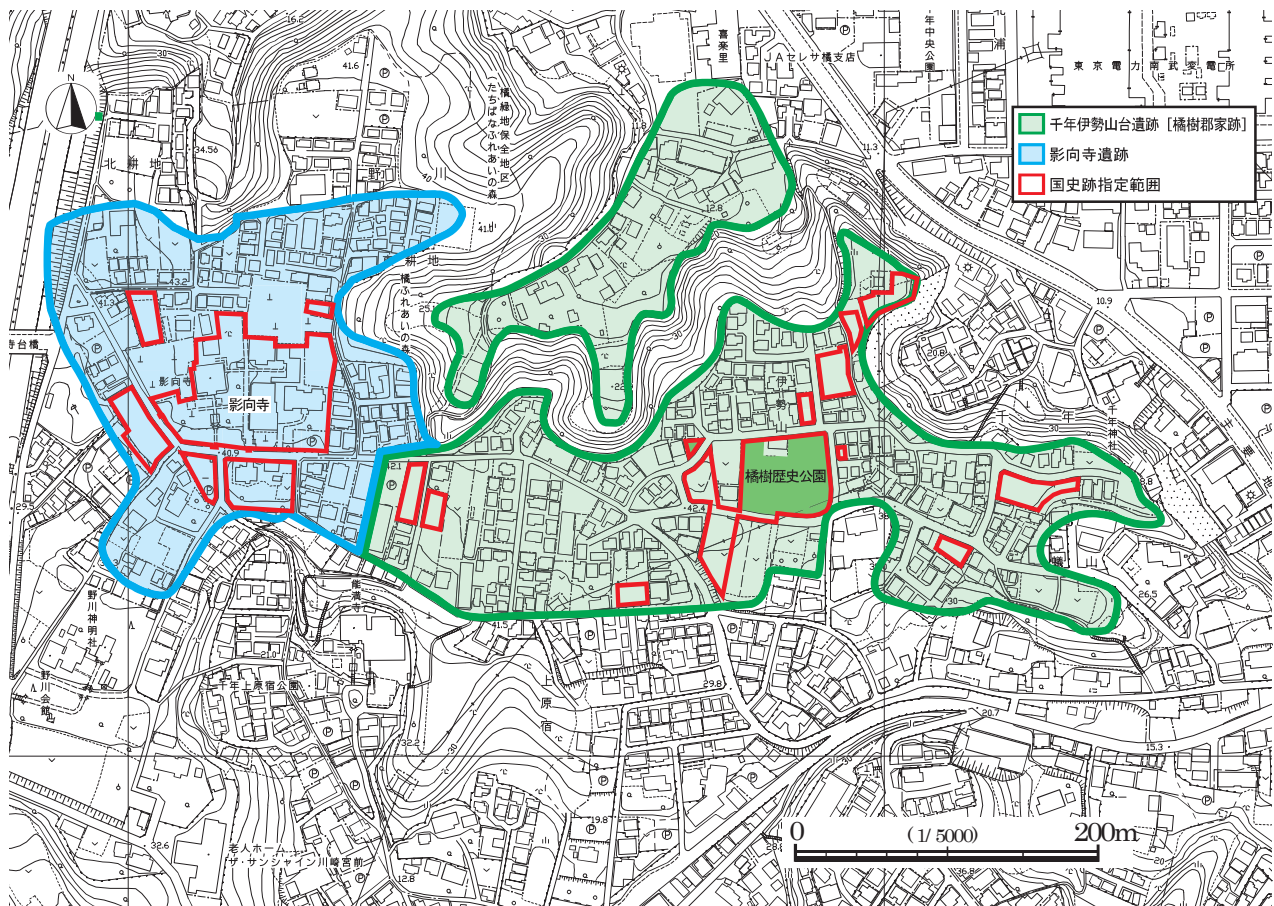
武蔵国における現在の川崎市域



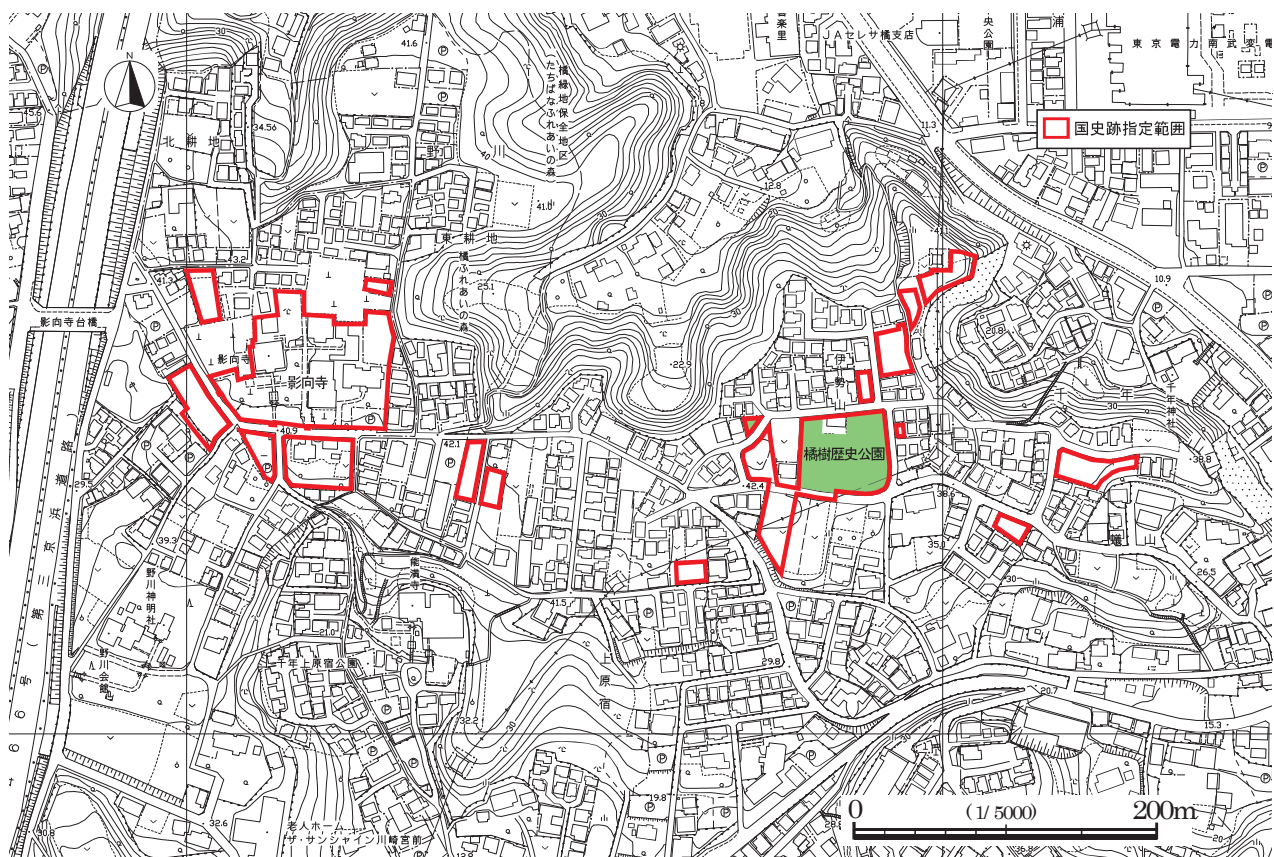
神奈川県・東京都の中の川崎市



第1図 遺跡群広域位置図



第2図 遺跡群位置図



第3図 史跡指定範囲

(3) 委員会等の経過

[調査整備委員会]

- 第49回（令和7年度第1回） 令和7（2025）年7月7日（整備部会）
- 第50回（令和7年度第2回） 令和7（2025）年11月21日（整備部会）
- 第51回（令和7年度第3回） 令和7（2025）年11月22日（調査部会）
- 第52回（令和7年度第4回） 令和8（2026）年〇月〇日

[市内検討委員会]

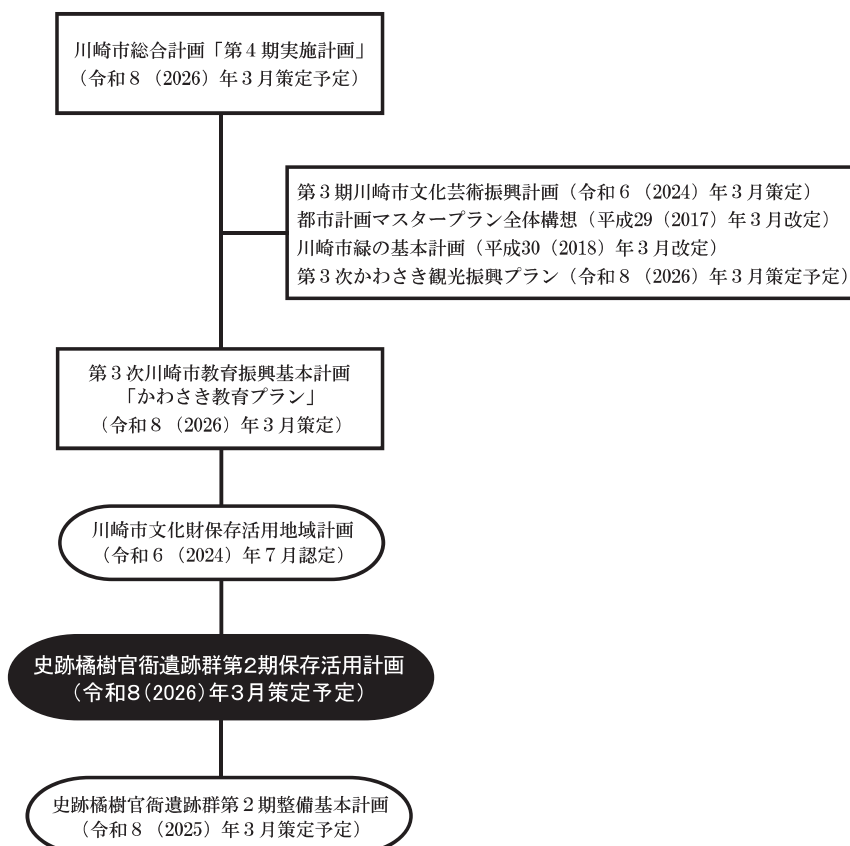
- 第1回 令和7（2025）年7月1日
- 第2回 令和7（2025）年10月14日

[幹事会]

- 第1回 令和7（2025）年6月5日
- 第2回 令和7（2025）年8月26日
- 第3回 令和7（2025）年9月19日
- 第4回 令和7（2025）年10月7日

第4節 上位関連計画と本計画との関係

川崎市では、本市の将来像を示す「川崎市総合計画」に基づき、「『成長』と『成熟』の調和による持続可能な『最幸のまち』」を目指した取組を進めている。また、令和6（2024）年7月に認定された「川崎市文化財保存活用地域計画」においても、各地域の歴史や文化・伝統の中で育まれた文化財等を「歴史文化資産」として捉え、本市のまちづくり・ひとづくりを進めていく上での重要な構成要素であるとしている。第4図は、第2期保存活用計画と川崎市上位関連計画の関係性を示したものである。



第4図 第2期保存活用計画と関連計画との関係

第5節 計画の実施

第2期保存活用計画については、令和8（2026）年3月に策定し、同年4月から実施する。

今後、史跡内及びその周辺において新たに生じた事態への対応や本市が実施する史跡整備等については、第2期保存活用計画で確認した方針に基づき対処するとともに、併せて史跡の本質的価値等を広く周知していくため、保存・活用等についても着実に進めて行く。

第2期保存活用計画に基づく保存整備・活用等の実施効果等については、定期的に点検・評価を実施して進捗管理を行うとともに、広く意見を聴取し、必要性が生じた場合は、計画内容の修正等を行う。

第2章 橘樹官衙遺跡群の概要

第1節 指定に至る経緯

橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、1990年代以降、住宅建設等の開発事業が数多く実施されており、市教委がその度に埋蔵文化財の取扱いを行ってきた。そうした中、平成8（1996）年に実施された発掘調査（千年伊勢山台北遺跡）において、整然と東西に並ぶ総柱建物跡が発見され、この建物群が古代橘樹郡の役所跡である橘樹郡家の倉庫群であることが推定された。

この発見を契機に、平成9（1997）年度に地元の千年町会が、橘樹郡家の正倉群が所在する国有地に歴史公園を設置するよう要望する陳情を市議会に提出し、翌年度に市議会で趣旨採択された。その結果、市教委が平成10（1998）年度から平成16（2004）年度まで橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施し、遺跡の内容及び価値の把握に努めた。そして、平成17（2005）年度には、確認調査事業の調査成果をまとめた『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡―第1～8次発掘調査報告書―』を刊行し、遺跡の価値を広く周知するとともに、平成18（2006）年度に橘樹郡衙跡の一部である国有地1,645.25㎡を買収等により公有地化し、緑地整備を実施した後、平成20（2008）年度に「たちばな古代の丘緑地」として市民への供用を開始した。

また、平成23（2011）年度に、たちばな古代の丘緑地に隣接する農地で共同住宅の建設が計画され、正倉群等の郡家関連遺構を現状保存することが困難になったことから、本市として、①橘樹郡衙は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、後世まで継承する遺跡として位置づけ、保存・整備・活用を進める、②橘樹郡衙の中核部分を重点保護エリアに設定し、地権者からの同意を得る等、国史跡の指定を目指した取組みを進める、③国史跡指定後は、国庫補助等を活用しながら保存・整備を進め、地域の協力を得ながら積極的な活用を図る、という3点を「橘樹郡衙跡保存活用の基本的な考え方」として政策決定した。その決定を受け、平成24（2012）年度に川崎市土地開発公社によって当該農地1,288㎡を先行取得し、橘樹郡家跡を国史跡として保存・活用していく取組を始めた。

こうした中、文化庁からは、西側に隣接する影向寺遺跡は橘樹郡家跡との密接な関係性が伺える遺跡であるとともに、過去の調査成果から遺跡の価値づけも概ね可能であることから、両遺跡を合わせて国史跡指定を目指すべきとの指導・助言を受けた。そこで、本市は橘樹郡家跡と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡の指定を目指すことにし、土地所有者等への説明や土地所有者・土地権利者からの同意書を取得し、文化庁に史跡指定の意見具申を行った。その後、文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、平成26（2014）年11月21日に国史跡指定の答申、平成27（2015）年3月10日に官報告示され、川崎市初の国史跡に指定された。

第2節 指定の状況

（1）指定告示

名 称：橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

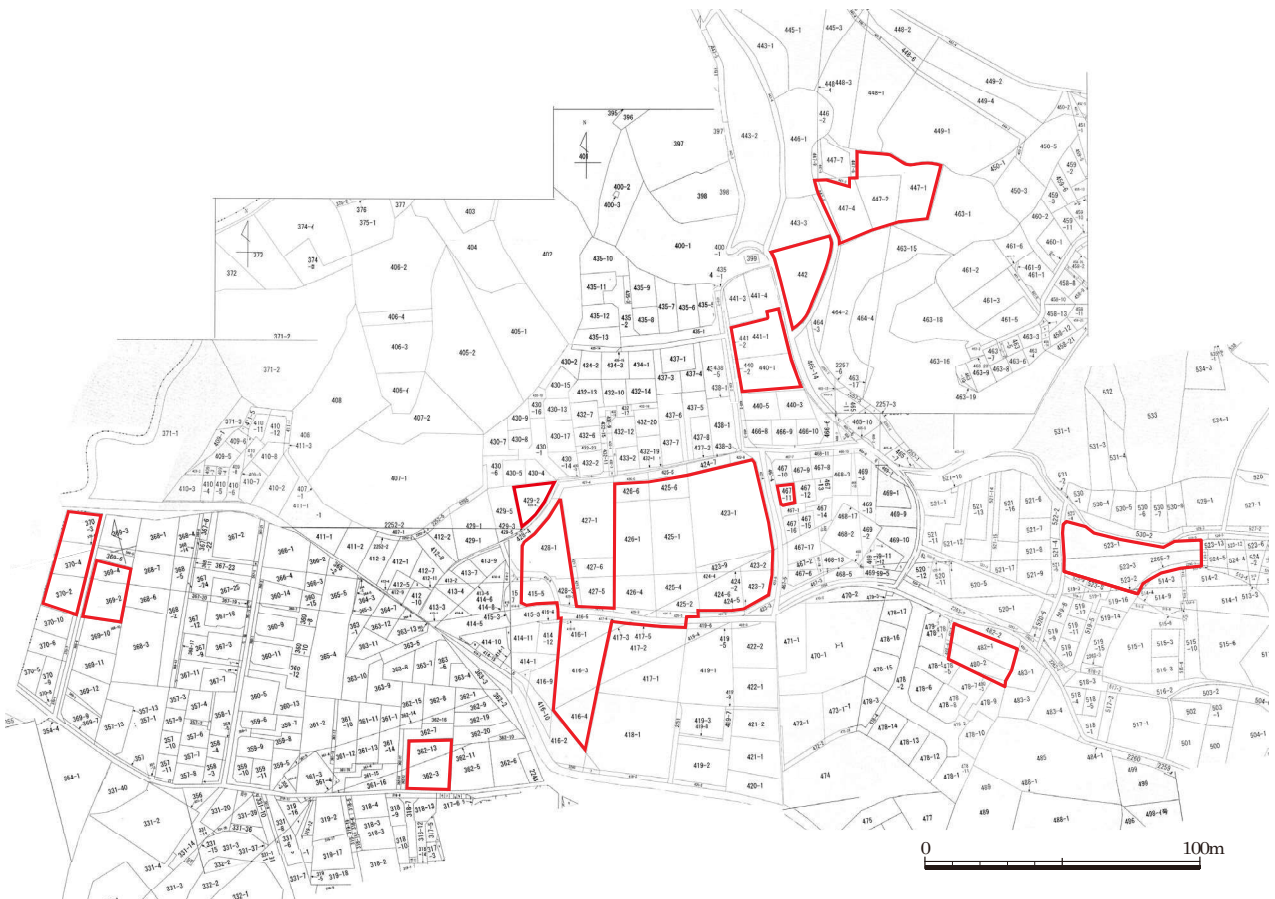
官報告示：平成27（2015）年3月10日付け 文部科学省告示第38号

平成30（2018）年10月15日付け	文部科学省告示第195号〔追加指定〕
平成31（2019）年2月26日付け	文部科学省告示第26号〔追加指定〕
令和3（2021）年3月26日付け	文部科学省告示第49号〔追加指定〕
令和3（2021）年10月11日付け	文部科学省告示第164号〔追加指定〕
令和4（2022）年3月15日付け	文部科学省告示第29号〔追加指定〕

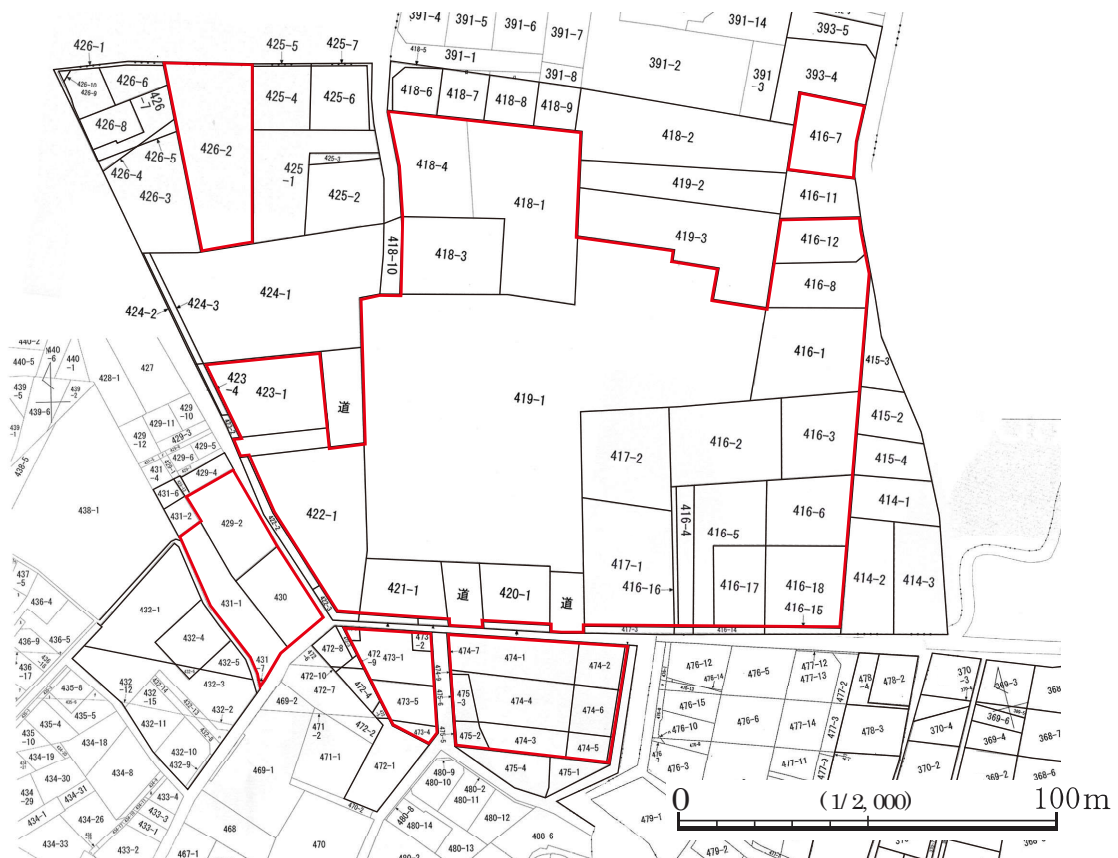
（２）指定説明文と史跡指定範囲

標高約40mの多摩丘陵の頂部に立地する武蔵国橘樹郡家正倉跡と考えられる千年伊勢山台遺跡と、評の役所の施設の可能性がある掘立柱建物跡等も検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。千年伊勢山台遺跡では、評の役所の成立直前から郡家正倉廃絶に至る4時期の変遷が確認された。遺跡は7世紀後半に大壁建物が造られることを契機に、7世紀後半から8世紀には、規則性をもって配置された総柱建物4棟と側柱建物6棟が造られ、8世紀前半には、建物の主軸をほぼ真北にそろえる少なくとも13棟の総柱建物が造られる。これらの建物は9世紀中頃には廃絶しており、評と郡の正倉の構造の違いや、本格的な郡家正倉へ整えられていく様子がうかがえる。郡寺は、7世紀後半から8世紀前半に創建され、8世紀中頃には塔の造営と金堂の改修が行われ、10世紀初頭まで補修が行われていたことが確認されている。出土瓦等から、南武蔵の中心的な寺院であったと考えられる。

地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。



第5図 史跡橘樹官衙遺跡群指定範囲図（千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕）



第6図 史跡橘樹官衙遺跡群指定範囲図（影向寺遺跡）

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台

【地 番】415番2、415番5、415番8、416番1、416番3、416番4、416番5、416番6、417番4、417番5、423番1、423番2、423番6、423番7、423番9、424番2、424番4、424番5、424番6、425番1、425番2、425番3、425番4、425番6、426番1、426番2、426番3、426番4、426番6、427番2、428番1、428番2、428番3、429番2、438番1、440番1、441番1、442番、447番1、447番2、447番4、447番5、467番11

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字蟻山

【地 番】480番2、480番3、482番1、523番1、523番2、523番3、2265番1、2265番2

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字上原宿

【地 番】362番3、362番13、369番2、369番4、370番2、370番3、370番4

【所在地】神奈川県川崎市宮前区野川本町3丁目（旧野川字東耕地）

【地 番】416番1、416番2、416番3、416番4、416番5、416番6、416番8、416番12、416番16、416番17、416番18、417番1、417番2、418番1、418番3、418番10、419番1、420番1、421番1、422番1、423番1、426番2、429番2、430番、431番1、431番7、473番1、473番2、473番3、473番4、473番5、474番1、474番2、474番3、474番4、474番5、474番6、474番7、474番8、474番9、

474 番 10、474 番 11、475 番 2、475 番 3、475 番 5、475 番 6

神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台 415 番 8 と同 416 番 5 に挟まれ同 417 番 5 と同 425 番 3 に挟まれるまでの道路敷、神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地 417 番 1 と同 420 番 1 に挟まれ同 417 番 3 と同 420 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 420 番 1 と同 421 番 1 に挟まれ同 420 番 2 と同 421 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 422 番 1 と同 422 番 2 に北隣する道路敷を含む。

(3) 指定に至る調査成果

ア 自然的調査の成果

(7) 地形・地質

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年及び北野川、宮前区野川本町 3 丁目は、多摩丘陵に立地している。多摩丘陵は、東京都の南西側にあつて、西側の関東山地から南東側の神奈川県横浜市へと緩やかな起伏をもって連なり、北側に多摩川低地、南側に相模野台地が広がっている。

多摩丘陵については、西部地域は東に向かって標高が約 220m から約 120m へ徐々に低くなっており、丘陵の頂部に、約 50 万年前に相模川の扇状地として形成された御殿峠礫層と呼ばれる円礫層が見られ、その上を関東ローム層が覆っている。この比較的平らな丘陵面は多摩Ⅰ (T1) 面と呼ばれている。丘陵東部地域、川崎市多摩区登戸付近から南側の地域は、標高約 100m から約 80m ほどの丘陵面をもつ地域で、多摩Ⅱ (T2) 面と呼ばれている。おし沼砂礫層と名付けられた、約 25 万年前に堆積した海成層の堆積面である。多摩Ⅱ面の東側の地域は、標高 45m から 30m の台地が広がっており、約 13 万年前の最終間氷期の海進堆積物として、当該地域における模式層とされる下末吉層の堆積面（下末吉 (S) 面）で、専門家の間では、下末吉台地という名前で知られている。

この地域は、東京都多摩地方から延びる多摩丘陵に樹枝状に開析された谷戸が入り込み、丘陵平坦面と谷戸が複雑に絡み合う地形が特徴といえる。橘樹官衙遺跡群は、北側及び北東側を流れる多摩川右岸から約 2.6km の距離にあたり、多摩川中流域南岸の沖積低地を望む多摩丘陵の頂部、通称「伊勢山台」、「影向寺台」と呼称されている平坦面に立地する。伊勢山台及び影向寺台は標高 40～42m で、平坦部の最長距離は東西が約 650m、南北が伊勢山台で約 250m、影向寺台で約 350m を測る。また、北側の沖積低地との比高差は約 30m で、丘陵上からは多摩川や矢上川の沖積低地を一望できる。

(イ) 生き物

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年及び北野川、宮前区野川本町 3 丁目における生き物に関する詳細な調査は行われていない。川崎市内における生き物に関する情報（種数等）については、麻生区黒川や多摩区柵形の生田緑地等で、市や市民団体等による生き物調査を実施しているとともに、水質調査等の一環として継続的な生き物調査が実施されているほか、多摩川における国の調査（河川水辺の国勢調査）、環境影響評価に伴う調査（主に陸上を対象）等が実施されている。これら生き物に係る調査結果の一部を用いて、生き物の種数等を整理したものが第 1 表である（「生物多様性かわさき戦略」第 2 章、表 2-1 [pp. 13]